

第3回岩手県分権推進会議議事の論点

地方分権改革は、国、地方を通じた財政状況の悪化、急速な少子高齢化がもたらす人口減少、地域間格差の拡大や限界集落の発生など困難な課題が山積する中で、地域が真に必要なとする施策展開を可能にし、住民福祉の向上と地域の再生、活性化を図り、国と地方の閉塞感を打開する抜本的な方策であるとともに喫緊の国家的課題であると認識している。

こうした中で、県がリーダーシップを発揮し、岩手県版分権推進のために当会議を立ち上げ、委員各位並びに各検討部会が鋭意地方分権推進の議論を深めてきたことについて、関係各位に敬意を表しながら、引き続き地方分権推進のために一層のご尽力をお願いするとともに、第3回岩手県分権推進会議の開催にあたり、以下の点を提言する。

本県における分権推進のための課題解決の方向性について

- ・ 分権推進をスピード感をもって進めるために、また、市町村職員が目に見える形で、地方分権の意義を理解するためにも、出来るものから進めて行く必要がある。その意味で、県の市町村に対する二重、三重行政及び過度の関与を検証し、速やかに解消すべきである。
- ・ 「分権時代に対応できる職員づくり」については、積極的に取り組むべき重要課題と考える。職員の地方分権に対する意識改革はもとより、条例の制定権の拡大など自治立法権の確立に向け、職員の資質の向上を図り「地方政府」を担える人材育成が急務である。
- ・ 県や市町村を通じ、行政の一体性や効率性、地域振興へのインセンティブに配慮したシステムの構築にあたっては、行政分野毎の特性はあるものの「明快、簡素・効率」の観点から可能な限り共通のシステムとすべきではないか。
- ・ 市町村の規模や個別の事情はあるものの、市町村がある程度足並みを揃えた分権推進のための取り組みを進めるためには、職員の理念の共有と情報交換の場が必要と考える。また、権限移譲を受けた市町村のメリット、デメリットを含めた実情についても率直に意見交換が必要である。今後、既存の会議を利用するなどして、そのような場の確保に配慮願いたい。

岩手県権限移譲等推進計画について

- ・ 県と市町村の役割分担については、「補完性の原理・近接性の原理」「市町村優先の原則」の基に住民やNPOなどの市民団体、市町村の意見を十分に汲み取って整理すべきである。

- ・ 移譲事務は、住民の視点に立ち、住民の利便向上に資することは勿論のこと、「地方政府」たる市町村が担当するに相応しく「自己決定・自己責任」の原則の基に、創意工夫が発揮できるとともに、事務の効率化の観点から完結性に配慮し、推進すべきである。
- ・ 権限移譲に伴う財源については、所要額を適正に措置するために、事務執行の状況を検証し、不断に見直していかなければならない。
- ・ 権限移譲を進めるために、受け手である市町村が果敢に、積極的にチャレンジできるように、移譲の前後を通じた手厚いサポート体制を構築するとともに、移譲後の検証結果によっては、移譲事務を県に返上することもあり得る。その旨、県、市町村双方が確認できる形で進めなければならない。

国への制度改正要望について

国への緊急提言について

- ・ 地方分権改革は、先に述べたとおり、喫緊の国家的課題であるにも関わらず、中央での論議は極めて低調に感じられ、一般国民から見れば、関心が薄く、単なる国と地方の税財源の奪い合いに矮小化されて映るのではないかと危惧している。
- ・ 地方六団体からの支障事例などに対する各府省の回答は、総じて地方分権の推進に対して後向き、かつ冷淡である。国への要望、提言は繰り返し行わなければならないと考えるが、残念ながら現時点では不毛の論議に終始する可能性が高い。
- ・ このため、地方分権改革の実現には、国民的論議を巻き起こし、理解と共感を得ることが必要と考えることから、地方分権の意義等について、幅広い論議を促すためにも、国の機関のみならず、国会議員や報道関係者、一般国民に至るまで、当会議としてもできる範囲で、提言の方策を検討すべきではないか。
- ・ 国と地方は対等・協力の関係であることに鑑み、地方自治に影響を及ぼす事項について、地方から国への要望、提言がなされたときは、国は、真摯に遅滞なく回答すべきであり、その義務を制度化すべきである。
- ・ 個別の政策についても、地方分権改革の視点から提言すべき事があれば、積極的に提言すべきである。例えば、今国会の焦点となっているガソリン税等の暫定税率の取扱いについて、地方分権を推進するものか否か、地域格差を是正し、地域の活性化に資するものかどうかを検討し、必要があれば積極的に提言することが、結果的に、多様な論議を促す契機になるのではないかと考える。